

障害福祉サービスの利用者負担の見直し

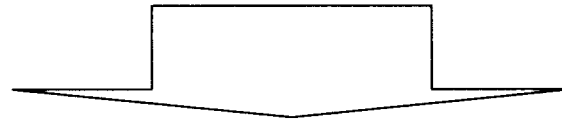
平成17年6月 障害保健福祉部

障害福祉サービスの利用者負担の考え方

＝増大するサービスの費用を皆で支え合う＝

- ・ 新たにサービスを利用し始める者も多く、現状のままでは制度を維持することが困難。
- ・ サービスを利用する障害者と利用しない(できない)障害者の公平の確保。

必要なサービスを確保しつつ、制度を維持するためには、利用者も含めて、皆で費用を負担し支え合うことが必要。



- ・ 食費や光熱水費の実費負担(医療費、日用品費も実費負担)
- ・ 応能負担から、サービス量と所得に応じた負担へ
(定率負担＋月額負担上限)
- ・ きめ細かな経過措置や、収入や預貯金のない者への配慮

障害福祉サービスに係る利用者負担の見直しの考え方

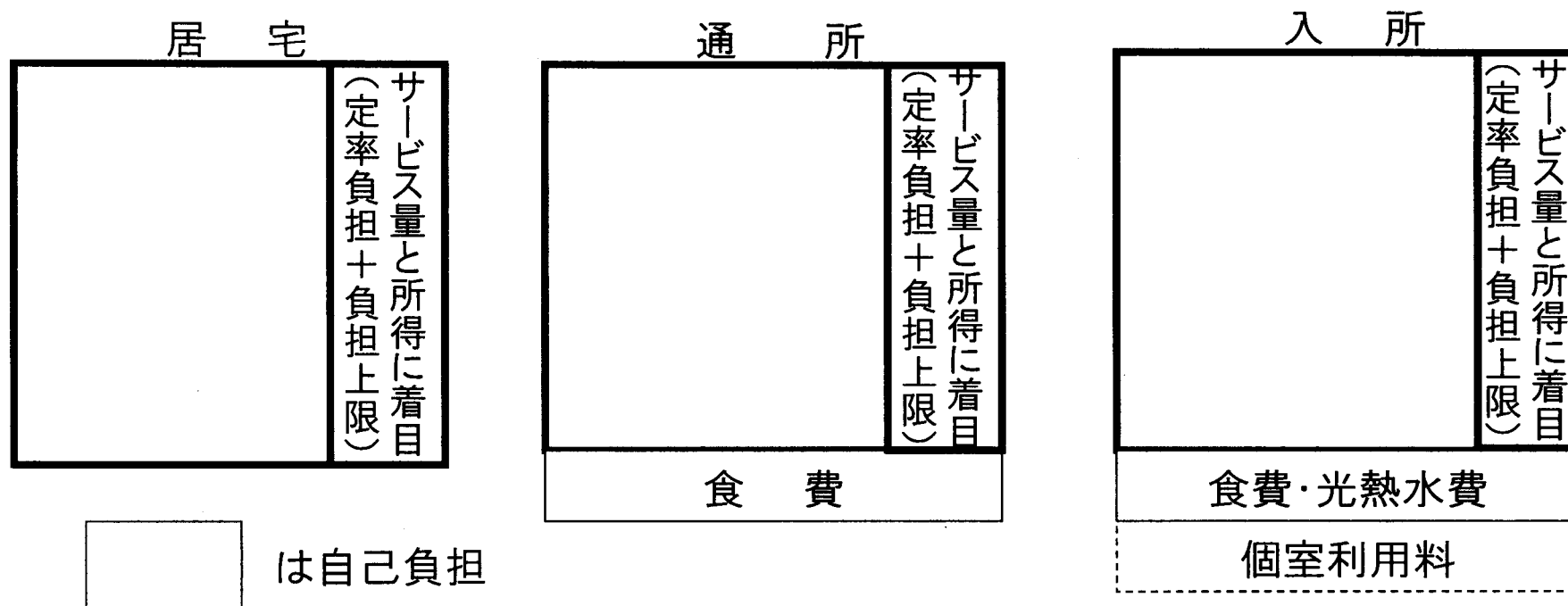
－ 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担 －

(居宅、通所)

○ 応能負担(現在の平均負担率約1%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担
(入所)

○ 応能負担(現在の平均負担率約10%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担

負担能力の乏しい者については、経過措置も含め負担軽減措置を講ずる。

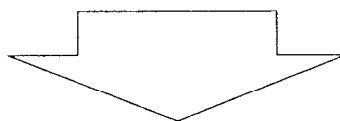


この他、医療費・日用品費は自己負担

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したものから対象となる。

各入所施設に係る負担(給付対象)の見直し

	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
身体	給付対象(応能負担)		実費負担
知的	給付対象(応能負担)		
精神	給付対象(負担なし)	実費負担	



	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
3障害	給付対象(定率)	実費負担(補足給付)	実費負担

利用者負担に係る配慮措置

第29条第3項

定率負担



第29条第4項

①利用者負担の月額上限
(所得階層別)
(※1)



第29条第4項

②入所者等の個別減免
(※2)
・入所施設、グループホーム利用者に対し、預貯金等が一定額以下の場合に減免



第29条第4項

③生活保護への移行防止
・生活保護の対象とならないよう減免

第29条第1項

実費負担(※3)
食費、光熱水費の



第34条第1項

①入所施設における補足給付(※4)
・入所施設利用者の食費・光熱水費の負担軽減措置

第29条第3項

②通所施設等における食費負担軽減措置
・施行後3年間、食費の人件費相当分を給付し、食費負担は食材料費のみ



○施設における食事提供の規制緩和等を進めコストの低下を促す。

第33条第1項

- ※1 加えて、高額障害福祉サービス費として、介護保険利用負担分等の合算による軽減措置を講じる。
- ※2 施行後3年間実施(継続の必要性については実態調査に基づき再検討)
- ※3 特に栄養管理等が必要な者については、平成18年10月の新施設・事業体系の報酬設定の際に別途評価方法を検討。
- ※4 入所施設における食費等に係る実際のコスト等を調査し、その結果を補足給付の基準額に反映。

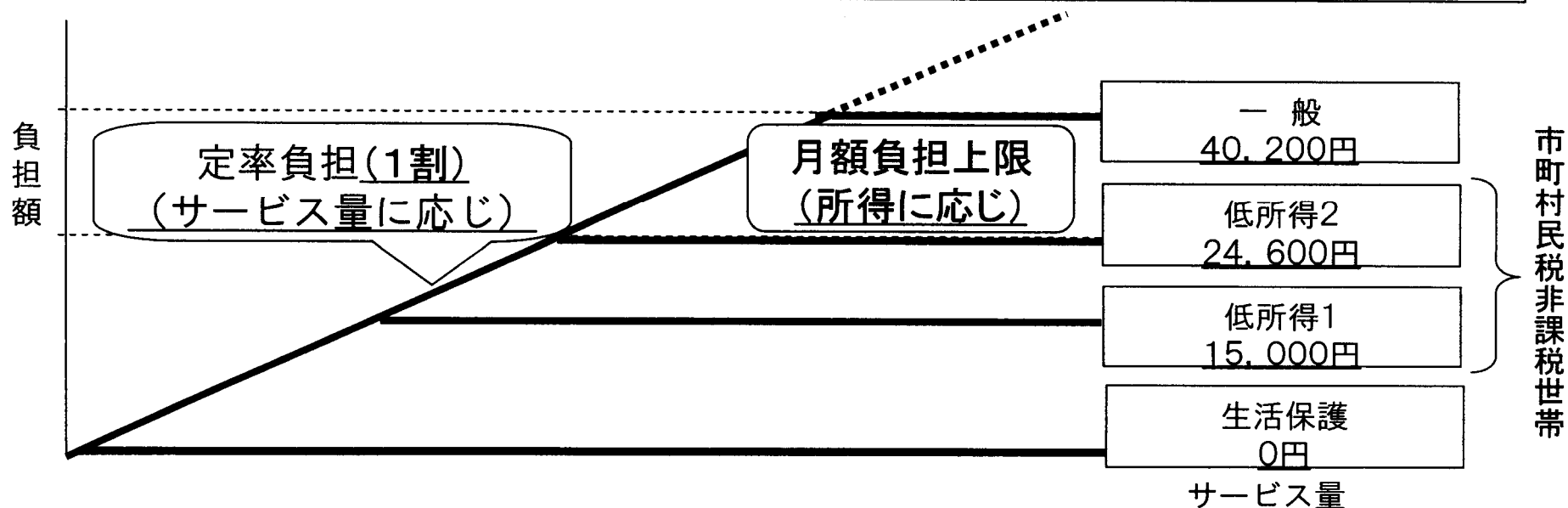
障害福祉サービスの利用者負担の見直し

— サービス量と所得に着目 —

第29条第1項、
第4項関係

利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

- ①生活保護：生活保護世帯に属する者
- ②低所得1：市町村民税非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円（障害者基礎年金2級相当）未満である世帯に属する者
→ グループホームで単身で生活する基礎年金2級のみの方
- ③低所得2：世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者
→ 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。
- ④一般：市町村民税課税世帯



定率負担に係るグループホーム、 入所施設(20歳以上)の個別減免(低所得1, 2)

- 3年間の経過措置(期間終了までに実態調査を行い必要性を再検討)
制度施行後3年間、食事提供や人的サービスが事業者により提供されるグループホーム、入所施設(20歳以上)利用者に対して、定率負担に係る個別の減免制度を実施する。
- 費用基準と収入を比較(一定の預貯金等を有している者は対象外)
グループホーム、入所施設それぞれで設定する基本的な費用尺度と本人の収入を比較し、定率負担の個別減免の範囲を定め実施。なお、一定の預貯金等を有している者は対象外。

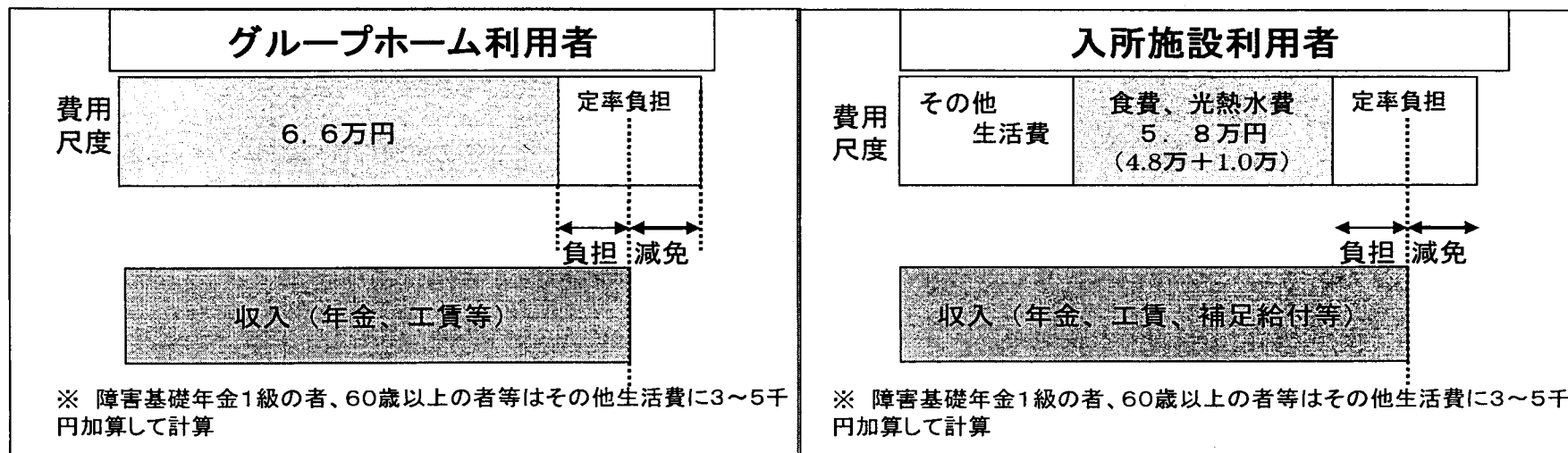
<費用基準>

グループホーム: 現在、障害基礎年金2級のみで生活している者がいるという前提で設定

入所施設(20歳以上): 補足給付の費用基準と同じもの。

<収入認定>

費用基準で一定の加算を受ける者以外については、賃金、工賃等に3千円の基礎控除を設ける。それ以外の収入の計算方式については、施行時まで別途検討。



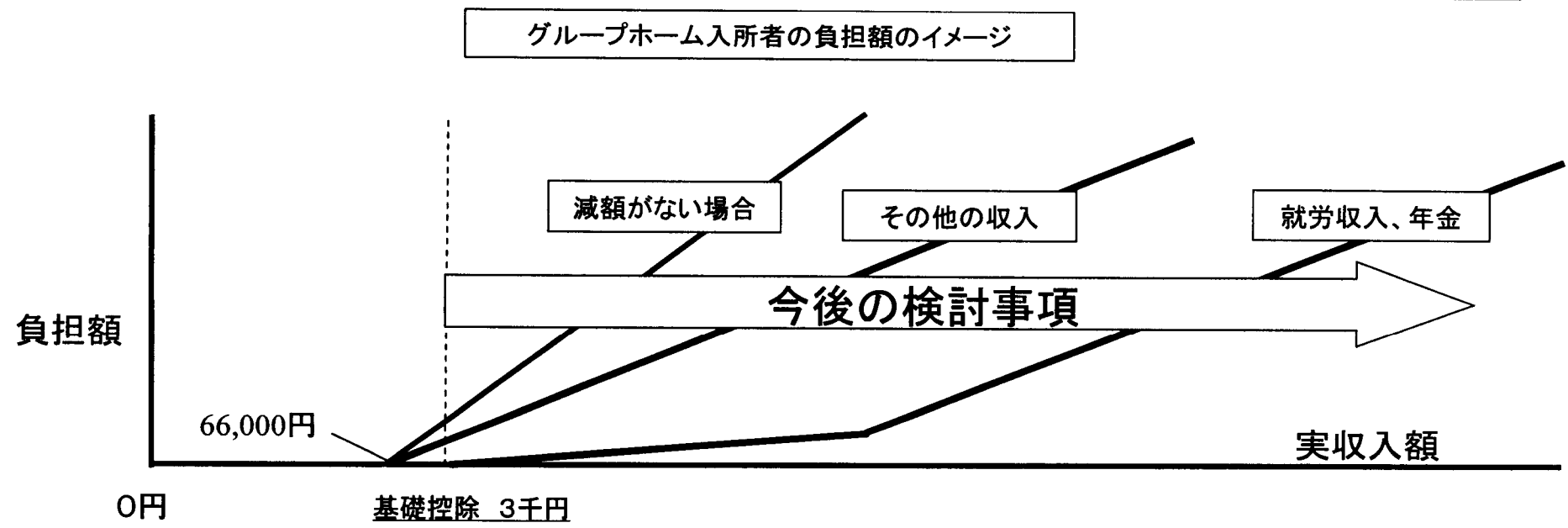
定率負担の個別減免の対象者について

- 3年間の経過措置(期間終了までに実態調査を行い必要性を再検討)として、食事や人的サービスが事業者により包括的に提供されるグループホーム、入所施設利用者に対して、当該利用者が利用するサービスに係る定率負担*について個別減免措置を実施する。
 - *グループホーム利用者が通所サービスを利用している場合は、通所サービスに係る定率負担も含め減免の対象となる。
- 負担能力がある場合には、利用者負担を負担していただくという考え方から、定率負担の個別減免措置を実施するにあたっては、障害者本人が一定の資産等を有していないことを条件とする。

- グループホーム、入所施設で暮らす者であって、障害者本人の所有する資産の額等が以下の場合に、個別減免措置の対象とする。
 - ・ 入所者の所有する預貯金等の額が〇〇〇万円未満であること
 - * 〇〇〇万円は、低所得世帯の平均的な預貯金額等を参考に設定
 - ・ 一定の親族の居住用以外の不動産等を所有していないこと
- 下記の場合には、資産を利用できる状態となった際に、負担能力を認定することが適当であるため、上記の資産とはみなさず、実際に資産を利用できる状態になった場合に、収入認定するものとする。
 - ・ 保険商品や、個人年金等の一定期間(たとえば5年以上)は利用できない状態にある資産
 - ・ 親等が障害者を受益者として設定する信託財産(受益者の自由な意思によって解約できないなどの一定の要件を備えたもの)

定率負担の個別減免(グループホーム/入所施設)に係る収入認定

- 定率負担の個別減免措置を講じるにあたっては、障害者が得た収入のすべてを利用者負担として負担しなくともよいよう、負担額が減額される仕組みとする。
- この際、特に、就労等により得た収入については、働くことを促進する観点から、より負担額を減額する。
 - ・ 賃金、工賃等については、基礎控除として3千円(「その他生活費」の算定に当たり3~5千円の加算により負担軽減措置を受けている者は除く)を設定。 → 月額3千円の負担軽減措置
 - ・ 賃金、工賃等の基礎控除以上の額及び障害基礎年金2級相当を超える年金額に係る控除の方法は、グループホーム、入所施設別に制度施行時までには検討。



※入所施設については、食費等に係る補足給付を受けていることから、グループホームとは別の基準を設ける方向で検討。